

虫尾区ふれあい防災会規約

(名称)

第1条 この会は、虫尾区ふれあい防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、虫尾公会堂に置く。

(目的)

第3条 本会は、虫尾区民の全員参加による、隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に関する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (6) 区民ふれあい活動に関すること。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会の会員は、虫尾区民をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 班 長 3人
- (4) 会 計 1人
- (5) 監査役 2人

(役員を選任)

第7条 本会の会長は、虫尾区長がその任にあたる。

- (1) 会長は、副会長2名を指名する。
- (2) その他の役員は、会長、副会長で協議し指名する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括し地震等の発生における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

- 3 班長は、各班を統括する。
- 4 会計は、本会の会計業務を行う。
- 5 監査役は、本会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第10条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が召集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、役員（監査役を除く。以下「役員」という。）によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第12条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
 - (5) その他必要なこと。

(会費)

第13条 本会の会費は、総会の決議を経て別に定める。

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもって、これに充てる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要のある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

1. この規約は平成20年10月1日から実施する。